

日本 CM 協会の CM 賠償責任保険について

18-12-19 中井

- 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会(日本 CM 協会)では、2008 年度より CM 賠償責任保険(コンストラクション・マネジメント業務特約条項付 専門的業務賠償責任保険)を運用しています。

これは日本における CM の健全な普及と発展に向け、専門職業人である CMR の職能を補完し、その経済的負担リスクを軽減する目的で創設されたものです。CMR が保険に加入し、共同してリスクを負担することにより、業務上の責任を全うすることができ、また会社経営の安定化が図られるとともに職能として社会的信頼も得られることができると考えられます。この保険は、来年度の募集で 12 年目を迎えます。
- 特徴としては、日本国内の CM 業務を包括的にカバーしていること、既存の建築家賠償責任保険や請負業者賠償責任保険などでは補償の対象とならなかった CM 業務の遂行に起因する賠償責任をカバーしていること、日本 CM 協会の会員を対象とする保険制度であること(会員の任意加入による団体保険)などで、補償内容は 10 数パターンから選択でき、5 年間無事故の場合 10%割引、保険料は全額損金処理可能となっています。
- 約款構成は、専門的業務賠償責任保険普通保険約款+CM 業務特約条項+(オプション)免責条項修正特約条項(CM 業務用) です。
- 補償の対象となる業務は、CM 業務委託契約書および CM 業務委託契約約款に基づいて行う、日本 CM 協会の定める標準業務(具体的には、日本 CM 協会が定める CM 業務委託契約約款・業務委託書(2007.11)に記載された業務に合致する業務をいう)です。
- 補償の対象となるのは、CMR が実施した国内の業務において、職業上相当の注意を怠ったことにより保険期間中に損害賠償請求がなされ、その結果 CMR が発注者を含む第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金が支払われるものです。CMR は善管注意義務違反により、契約当事者である発注者に対して負う「債務不履行責任(民法 415 条)」と、契約関係の有無にかかわらず過失によって他人の権利を侵害した場合に負う「不法行為責任(民法 709 条)」とに基づき損害賠償請求を受けることとなります。この保険ではいずれの責任についても故意によるもの以外は原則として補償されるものと考えられます。
- 補償の対象となる主な損害賠償の具体的事例について以下の 3 点を挙げています。

プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償

- CMR が発注者からの指示内容を取り違え、設計者に依頼した。設計図が完成した段階で発注者からの指示内容とは異なることがわかり、設計図を再構成することとなりスケジュールが遅延。設計者(作業のやり直しによる損害)と発注者(営業阻害損害)に損害を与えた。双方から過失相当額についての損害賠償を求められた。

- ・ トイレのナースコールについて、CMR が発注者要求事項を読み落とし、CMR が「ブザーのみで良い」と設計者に依頼した。しかし、竣工検査時に発注者から「そもそも相互対話型が必要だった」と指摘され、工事をやり直したために、発注者から過失相当額の費用の負担を求められた。

プロジェクトの完成遅延による引き渡しを受ける方の営業阻害損害賠償

- ・ 設計者から工事工期は 24 か月との提案があったが CMR は 18 ヶ月で可能と、発注者に書面による不適切な助言を行った上で、予定工期を 18 か月として工事発注業務を行った。その後、CMR の助言に基づいた設計図・施工図では実際には工事不可能な箇所があることが判明。図面の再作成や工事のやり直しのため、プロジェクトの完成が 2 か月遅延した。発注者より工事期間中の仮事務所延長費用並びに延長分(2 か月分)のテナント賃料等得ることのできなかつた利益相当分の損害請求を受けた。

CM 業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊等に対する損害賠償

- ・ 建物敷地外の一般に通行できる場所を通行していた第三者に建物の外壁のタイル等の部材が落下してぶつかったことでけがをした。CMR が適切に設計・施工におけるモニタリング等の注意義務を尽くしていれば防ぐことができた瑕疵であるとして共同責任を負った。

但し、上記については、約款、特約条項に定める免責事由に該当しない場合が補償の対象となります。

- 善管注意義務は、注意義務を負っている人の職業や社会的地位などに応じて一般的に要求される注意義務を意味します。従って、専門家である CMR の善管注意義務は高度な専門知識をもって具体的な業務に携わっている専門家としての高度な注意義務と考えられます。判例など社会的蓄積の少ない中で、協会の発行している CM ガイドブックは、オフィシャルな形であるべき CM 業務を提示している点で判断材料の一つとなりえますが、あくまで推奨水準であり、一般的水準として注意義務の判断基準に用いることは適切ではないと考えられます。契約において業務範囲を明らかにするという意味において、CM 契約業務委託書が極めて重要です。公共工事の多くで CM 契約に見合った契約書が用いられていない点(瑕疵担保責任となっている等)はその意味で重大な問題です。ぜひとも改善の方向としていただきたいと思います。
- 現在、2018 年度、保険加入しているのは 16 社、対象業務報酬額 60 億円となっています。これまで、保険適用例はありません。
独自に専門職業賠償責任保険に加入している協会員会社も存在します。具体的契約内容の詳細は分かりませんが、協会団体 CM 賠償責任保険では海外業務を含まないこと、補償支払限度額の額などがその理由のようです。
- 現在、引受保険会社は東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする 2 社で、取扱代理店は(株)エイアイシーとなっています。

資料：日本 CM 協会 CM 賠償責任保険のご案内 (2018 年 12 月作成)